



今月の納期

国保税	10 期
-----	------

市税は納期内に納めましょう
納税には便利な口座振替をご利用ください

夜間納税相談

市税	
とき	3月25日(水)~31日(火) 土・日・曜日を除く) いずれも20時まで
ところ・詳細	納税課(市役所2階2番窓口) ☎32 6274
国保税	
とき	3月26日(木)、30日(月)、31日(火) いずれも20時まで
ところ・詳細	国保税(市役所1階22番窓口) ☎32 6426

18時以降は庁舎東側の夜間出入り口をご利用ください

3月の献血

日	時間	場所
2日(月)	10:00~13:00 14:15~16:00	マックスパリュ澄川町店
5日(木)	10:00~11:30	日胆農業会館
	12:10~13:00	日軽北海道
9日(月)	14:40~16:00	勤医協苫小牧病院
	10:00~11:30	フードD双葉食彩館
	12:00~13:00	苫小牧栗林運輸
13日(金)	14:30~16:00	苫小牧東病院
	10:00~12:30	苫小牧警察署
17日(火)	10:00~11:30	ホワイトパークサンシャイン
	12:30~13:30	道央佐藤病院
19日(木)	15:00~16:00	三星本社工場
	10:00~11:30	日産北海道サービスセンター
23日(月)	12:00~13:00	苫小牧中央青果
	14:30~16:00	同樹会苫小牧病院
23日(月)	10:00~11:00	王子ネピア苫小牧工場
	11:40~12:40	松本鐵工所

詳細 市献血推進協議会(社会福祉協議会) ☎32-7111



税金

確定申告の申告相談について
確定申告はお早めに

詳細 下水道計画課 ☎(32) 6604



新規指定排水設備工事事業者のお知らせ

名称 有限会社 大進
代表者 紙谷好宜
住所 室蘭市海岸町1丁目20番41号
☎0143(23)6681

確定申告は、インターネット経由で自宅から申告などの国税に関する各種手続きができます
http://www.e-tax.nta.go.jp/と詳細をご覧ください

e-gao7 期間中は税務署に申告相談会場を設置していません



苫小牧税務署では、所得税(譲渡所得などを含む)・消費税(個人事業者)・贈与税の申告相談を行っています
とき 3月16日(月)まで(土・日曜日を除く) いずれも9時~11時
30分、13時~16時
30分

ください

詳細 苫小牧税務署 ☎(32) 3165

軽自動車などの異動手続きをお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在軽自動車などを所有している方に課税される税金です。軽自動車やオートバイなどを譲渡、廃車した場合や転居した場合は、名義変更や住所変更などの異動手続きが必要となります。なお、3月末までに廃車手続きがされない車両は、車検切れの場合も、翌年度課税されますので、お早め異動手続きを行ってください
車種による届け出先
下表のとおり

4 4 詳細 市民税課 ☎(32) 6244

車種別届け出先一覧表

区分	手続き場所
原動機付自転車(125cc以下)	市役所市民税課 ☎32 6244
小型特殊自動車	勇払・のぞみ出張所
軽自動車(660cc以下)	室蘭地区軽自動車協会 ☎0143 43 4441
軽二輪(125cc超250cc以下)	北海道運輸局室蘭陸運支局 ☎0143 44 3011
二輪の小型自動車(250cc超)	

表1 所得限度額表

本人の所得限度額		配偶者・扶養義務者の所得限度額	
扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額
0人	1,595,000円	0人	6,287,000円
1人	1,975,000円	1人	6,536,000円
2人	2,355,000円	2人	6,749,000円
3人	2,735,000円	3人	6,962,000円

1~7月の医療費の場合は前々年分

表2 負担基準額表

負担区分	負担基準額	支給限度額
一定以上所得者(注1)	80,100円	69,900円
一般(注3)	44,400円	35,700円
低所得者(注2)	24,600円	10,800円

(注1)一定以上所得者とは、課税所得が145万円以上の方が同一世帯にいる方
(注2)低所得者は、世帯員全員が市民税非課税の方
(注3)一般は、注1、2以外の方

医療費助成の手続きを忘れていませんか

詳細 医療助成課 ☎32 6416

下表の対象の方に、病院などにかかったときの医療費の一部を助成しています。まだ申請していない方は手続きをしてください

申請先 医療助成課(市役所1階6番窓口)、勇払・のぞみ出張所
必要書類 健康保険証のほか、制度により必要書類があります

制度名	対象者	助成内容	自己負担の内容
重度心身障害者医療	●身体障害者手帳1~3級をお持ちの方 ●IQ 50以下の知的障害の方 ●精神障害者福祉手帳1級をお持ちの方 65歳から74歳までの方は、上記のほか長寿(後期高齢者)医療制度に加入していること	入院および通院 精神は通院のみ	就学前の乳幼児・市民税非課税世帯の方 初診時一部負担金を負担 内科 580円 歯科 510円 柔道整復 270円 訪問看護 1ヵ月8,000円 上記以外の方 医療費の1割を負担
ひとり親家庭等医療	●18歳未満で母子および父子家庭の児童とその親 ●18歳未満で両親が死亡などで両親以外の方に扶養されている児童 ●両親どちらかが身体障害者手帳1・2級をお持ちの方の配偶者と扶養されている児童 18歳以上20歳未満で学生や未就労により扶養されている場合は、特例があります		●1医療機関ごとの自己負担限度額 外来 1ヵ月12,000円 入院 1ヵ月44,400円 訪問看護 1ヵ月12,000円
乳幼児医療	0歳~就学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の乳幼児		●1ヵ月の自己負担限度額 外来 12,000円 世帯 44,400円

高齢者(入院)医療費助成制度のお知らせ

65歳から69歳の所得要件を満たしている方に、入院時の医療費の一部を助成しています。ただし、後期高齢者医療被保険者、生活保護受給者は除きます
所得要件 ●65歳~66歳 本人、配偶者、扶養義務者それぞれの前年の所得金額が左表1の所得限度額以下である
●67歳 本人の前年の市民税課税標準額が180万円以下である
●68歳~69歳は所得の制限はありません



暮らし

助成内容は、医療機関に入院し、1ヵ月の自己負担額が左表2の負担基準額を超えた場合は、請求により支給限度額を上限に支払われます
助成は過去1年間に3回まで(4回目以降は支給の対象になりません)。また、自己負担額には、食事代や健康保険適用外の費用は除かれます
必要書類 健康保険証、領収証、印鑑、銀行口座(ほかに世帯状況、年齢などにより必要書類あり)
申し込み 医療助成課(市役所1階6番窓口)、勇払・のぞみ出張所
詳細 医療助成課 ☎(32) 6416